



宮 崎 県 公 報

平成22年9月9日(木曜日) 第 2216 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の再開…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の名称の変更 (2件) …………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支	

援事業所) の廃止…………… (国保・援護課) 3	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 3	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 3	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 4	

公 告

○特定漁港漁場整備事業計画の変更…………… (漁港漁場整備課) 4	
○落札者等の公告…………… 4	

人事委員会規則

○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	
----------------------------------	--

教育委員会告示

○宮崎県指定史跡の一部指定解除…………… 5	
------------------------	--

正 誤

○平成22年6月14日付け県公報 (第2191号) 中…………… 5	
------------------------------------	--

告 示

宮崎県告示第 595号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
かわにし脳神経外科	宮崎県日南市吾田西 1 丁目 8 番20号	平成22年 8 月 2 日
日南調剤薬局	宮崎県日南市吾田西 1 丁目 8 番23号	平成22年 8 月 1 日

宮崎県告示第 596号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
こばやし中央薬局	宮崎県小林市細野 160番地 5

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
こばやし中央薬局	株式会社アインファーマシーズアイン薬局こばやし中央店	平成22年 7 月 1 日

宮崎県告示第 597号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
岡村歯科医院	宮崎県串間市大字西方 15103番地 5	平成22年 7 月24日

宮崎県告示第 598号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
有限会社ア クセル	宮崎県延岡 市萩町52番 地	訪問介護マ イヘルプ	宮崎県延岡 市萩町62番 地	平成22年 8月8日
有限会社ア クセル	宮崎県延岡 市萩町52番 地	デイサービ ス萩	宮崎県延岡 市萩町62番 地	平成22年 8月8日
医療法人社 団公佑会	宮崎県えび の市大河平 4327番地37	さくら苑新 館ショール ステイ	宮崎県えび の市大河平 4633番地10	平成22年 8月1日
医療法人社 団公佑会	宮崎県えび の市大河平 4327番地37	さくら苑新 館デイサー ビス	宮崎県えび の市大河平 4633番地10	平成22年 8月1日
有限会社一 期一会	宮崎県東諸 県郡国富町 大字宮王丸 520番地	デイサービ ス ONE LOVE	宮崎県東諸 県郡国富町 大字竹田16 13-1	平成22年 6月1日

宮崎県告示第 599号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 9 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
有限会社ア クセル	宮崎県延岡 市萩町52番 地	居宅支援マ イプラン	宮崎県延岡 市萩町62番 地	平成22年 8月8日

宮崎県告示第 600号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成22年 9 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		再 開 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人都市社 会福祉事業	宮崎県都城 市南横市町 4000番地	都城市西岳 デイサービ センター	宮崎県都城 市高野町29 91番地	平成22年 4月1日

団				
---	--	--	--	--

宮崎県告示第 601号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年 9 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地
社会福祉 法人都城 市社会福 祉協議会	宮崎県都城市松元 町 4 街区17号	都城市社 会福祉協 議会高城 指定居宅 介護支援 事業所	宮崎県都城市高城 町穂満坊 303番地 2

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
都城市社会福祉協議 会高城指定居宅介護 支援事業所	都城市社協山之口・ 高城居宅介護支援事 業所	平成22年 8 月 1 日

宮崎県告示第 602号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年 9 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地
社会福祉 法人都城 市社会福 祉協議会	宮崎県都城市松元 町 4 街区17号	都城市社 会福祉協 議会高崎 指定居宅 介護支援 事業所	宮崎県都城市高崎 町大牟田 821番地 3

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
都城市社会福祉協議会高崎指定居宅介護支援事業所	都城市社協山田・高崎居宅介護支援事業所	平成22年8月1日

宮崎県告示第 603号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法 人都市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元町4街区17号	都城市社会福祉協議会高崎指定訪問入浴介護事業所	宮崎県都城市高崎町大牟田 821番地3	平成22年3月31日
医療法人社 団公佑会	宮崎県えびの市大字大河平4327番地37	さくら苑デイサービス	宮崎県えびの市大字大河平4327番地37	平成22年7月31日

宮崎県告示第 604号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法 人都市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元町4街区17号	都城市社会福祉協議会山田指定居宅介護支援事業所	宮崎県都城市山田町山田4319-2	平成22年6月30日

宮崎県告示第 605号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
富永みさ子 (富永治療院)	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4838	平成22年4月1日
椎葉ひろみ (なごみ日向治療院)	宮崎県日向市細島 634	平成22年6月1日

宮崎県告示第 606号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ハロー薬局清水店	宮崎市	薬局	平成22年9月1日
なごみの杜薬局	宮崎市	薬局	平成22年9月1日
チェロ調剤薬局	都城市	薬局	平成22年9月1日
日南調剤薬局	日南市	薬局	平成22年9月1日
訪問看護ステーション夢	宮崎市	訪問看護	平成22年9月1日

宮崎県告示第 607号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月9日から平成22年9月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
28	県道	日南高岡線	宮崎市高岡町小山田字平原 106番6地先から同市同町小山田字麓 983番1地先まで	旧	11.0 ~ 15.0 9.0 ~ 22.9	110.0 100.0
				新	9.0 ~ 22.9	100.0

宮崎県告示第 608号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月9日から平成22年9月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)		延 長 (メートル)
49	県道	北方土 々呂線	延岡市土々 呂町四丁目 4242番2地 先から同市 同町四丁目 4242番2地 先まで	旧	6.4 ~ 6.4	12.8	
				新	0.0 ~ 0.0	0.0	

宮崎県告示第 609号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 上大節地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた土地の区域（昭和45年4月20日宮崎県告示第288号の4で指定した上町急傾斜地崩壊危険区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市字油津五 396-1
2	” ” 396-1
3	” ” 396-1
4	” 油津三丁目1-1
5	” 油津一丁目4-8

宮崎県告示第 610号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年9月9日

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 22-2	内村敏郎	小林市細野字八反 4535番15、4535番 24、4536番9	4.00 ~ 6.20	112.72	平成22 年8月 24日

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、当該特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
特定漁港漁場整備事業計画（目井津地区）
- 2 縦覧場所
宮崎県農政水産部漁港漁場整備課

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年9月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム機器更新に伴うシステム移行作業業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局会計課出納決算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年7月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 富士通株式会社宮崎支店 宮崎市高千穂通1丁目6番38号
- 5 随意契約に係る契約金額
88,756,500円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月9日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第27号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
組	織	職	種 別	区 分	組	織	職	種 別	区 分
知 事	[略]				知 事	[略]			

自治学院	[略]	
	副院長	[略]
	[略]	
	保健所	[略]
保健所	次長	[略]
	副参事	
[略]		
[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成22年9月3日から適用する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第11号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第32条第1項の規定により、次の表に掲げる件の指定を解除する。

平成22年9月9日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

種 別	名 称	所 在 地	備 考
県指定史跡	下北方古墳 15号墳	宮崎市下北方町花切 5681-1、5681-13、 5681-19、5681-20	円墳、指定地の解除
県指定史跡	志和池村古墳 4号墳	都城市下水流町 2541-1	円墳、指定地の一部の解除

正 誤

平成22年6月14日付け県公報（第2191号）中

ページ	行	誤	正
5	14	様式7号	様式第7号
13	8	次の各号	次の各号
13	18	第17条第1項後段	第17条第1項後段
13	18	第23条第1項後段	第23条第1項後段
32	24	第20条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは	第20条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は
32	24	第26条第1項に規定す	第26条第1項に規定す

		る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは	る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは
33	41	立入標識等	立入標識